

●香川県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年10月25日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東坂本字秋常29番地先から 丸亀市飯山町東坂本字秋常191番8地先まで	5.3~61.5	396	平成13年香川県告示第473号、平成14年香川県告示第543号及び平成21年香川県告示第101号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年10月25日